

吉見町契約保証金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が契約する公共工事等に係る契約保証金について、吉見町契約規則（昭和41年吉見村規則第4号。以下「契約規則」という。）第15条及び第16条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる契約は、町が発注する1件の設計金額が500万円以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）及び1件の設計金額が300万円以上の工事の設計、調査又は測量（以下「設計等」という。）とする。

(契約保証金の割合)

第3条 契約保証金は、工事及び設計等の契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

(契約保証の種類)

第4条 前条の金銭的保証は、現金及び契約規則第15条第4項に定める現金に代わる担保（以下「担保」という。）とする。

(担保の内容)

第5条 前条で定める担保は次の要件を満たすものとする。

- (1) 保証期間が工事及び設計等の契約期間を含むものであること。
- (2) 保証債務履行の請求期間が、保証期間経過後6か月以上確保されているものであること。
- (3) 履行保証保険契約を締結する場合は、定額てん補特約付のものであること。

(契約金額の変更)

第6条 契約金額に変更が生じた場合、契約保証の金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、町は契約保証金の増額、当該工事及び設計等の契約の相手方（以下「受注者」という。）は契約保証金の減額を請求することができる。

(契約期間の変更)

第7条 契約期間の延長が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 金融機関の保証又は公共工事履行保証証券による保証 金融機関が交付する変更契約書又は履行保証会社が交付する異動承認書を提出する。

(2) 保証事業会社の保証及び履行保証保険契約 変更の手続は必要としない。

2 契約期間を短縮した場合は、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、受注者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第8条 受注者は契約保証金等納入書（様式第1号）に契約保証金を納入した金融機関発行の領収書の写し、有価証券又は保証証書・保証証券を添付して町へ提出しなければならない。

- 2 町は前項による納入書を受領し、契約保証金等受領書（様式第2号）を受注者へ交付する。
- 3 工事目的物又は業務委託成果品の引渡し後に受注者から契約保証金等還付（返還）請求書（様式第3号）により還付及び返還する。
- 4 還付する契約保証金に利息は付けない。
- 5 受注者は還付及び返還を確認した後、契約保証金等受領書を町へ提出する。
（仮契約の取扱い）

第9条 町議会の議決を要する契約についても、契約保証を求めるものとする。この場合において契約保証は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉見村条例第4号）第2条の規定に基づく本契約の成立を要件とする。

（契約保証金の管理）

第10条 契約保証金の管理は、会計管理者が行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は町長が、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

契約保証金等納入書

| | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|

工事・工事委託名

| 契約保証金・保管有価証券 | | | | | |
|--------------|----|----|----|------|----|
| 内 | 種別 | 記号 | 番号 | 額面金額 | 備考 |
| 訳 | | | | | |
| | | | | | |

| 保証証書・保証証券 | |
|-----------|--|
| 発行者 | |
| 保証書番号 | |
| 保証期間 | |

| | | |
|------|------|---|
| 納入方法 | 口座振込 | 振込先 埼玉りそな銀行 東松山支店 普通預金 No. 3 0 1 3 3 吉見町（ヨシマチ） |
| | | 振込日 年 月 日 |
| | 窓口持参 | 持参日 年 月 日 |

上記のとおり納入します。

年 月 日

吉見町長 様

納入者住所
商号又は名称
代表者氏名

| | |
|------------------|---|
| 町 使 用 欄 | <p>会計管理者 様</p> <p>上記のとおり契約保証金・保管有価証券・保証証書・保証証券を受領してください。</p> <p style="text-align: right;">課長</p> |
|------------------|---|

| | | | | |
|-----------|----|----------|----|-----------|
| 会計 管理者 | 課長 | 課長 補佐 | 係長 | 会計 処理欄 |
| | | | | |

契約保証金等受領書

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

工事・工事委託名

| 契約保証金・保管有価証券 | | | | | |
|--------------|----|----|----|------|----|
| 内 | 種別 | 記号 | 番号 | 額面金額 | 備考 |
| 訳 | | | | | |
| | | | | | |

| 保証証書・保証証券 | |
|-----------|--|
| 発行者 | |
| 保証書番号 | |
| 保証期間 | |

上記のとおり受領しました。

年 月 日

納入者住所
商号又は名称
代表者氏名

課長

上記のとおり 契約保証金 保管有価証券 の還付（返還）を受けました。
保証証書
保証証券

年 月 日

課長 様

請求者住所
商号又は名称
代表者氏名

契約保証金等還付（返還）請求書

| | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|

工事・工事委託名

| 契約保証金・保管有価証券 | | | | | |
|--------------|----|----|----|------|----|
| 内訳 | 種別 | 記号 | 番号 | 額面金額 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 保証証書・保証証券 | |
|-----------|--|
| 発行者 | |
| 保証書番号 | |
| 保証期間 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|------|-----|-----|---|---|---|----------------|-----------------------|-------|------------------------|
| 還付・返還方法 | 口座振込 | 振込先 | 振込日 | 年 | 月 | 日 | 銀行 金庫 組合 | 本店 支店 支所 出張所 | 普通・当座 | 口座番号 口座名義（フリガナ） |
| | 窓口 | 受取日 | 年 | 月 | 日 | | | | | |

上記のとおり還付（返還）請求いたします。

年 月 日

吉見町長 様

請求者住所
商号又は名称
代表者氏名

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-----------|----|-----------|----|-----------|--|--|--|--|--|
| 町 使 用 欄 | 会計管理者 様 上記のとおり契約保証金・保管有価証券・保証証書・保証証券 を還付（返還）してください。 課長 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会計 管理者</td> <td style="width: 20%;">課長</td> <td style="width: 20%;">課長 補佐</td> <td style="width: 20%;">係長</td> <td style="width: 20%;">会計 処理欄</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> | 会計 管理者 | 課長 | 課長 補佐 | 係長 | 会計 処理欄 | | | | | |
| 会計 管理者 | 課長 | 課長 補佐 | 係長 | 会計 処理欄 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |